

【 手術 】

71 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）と他の手術の併算定について

《令和6年2月29日》

○ 取扱い

K600 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）について、同日に実施されたK546 経皮的冠動脈形成術、K548 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）又はK549 経皮的冠動脈ステント留置術との併算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

大動脈バルーンパンピング法は、心原性ショック等の際に心臓の働きを補助するものである。

また、厚生労働省通知[※]に、当該大動脈バルーンパンピング法を含めた開心術補助手段等と冠動脈、大動脈バイパス移植術等の他手術を併施した場合は、双方の手術を算定できる旨示されている。

これらを踏まえ、K546 経皮的冠動脈形成術、K548 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）又はK549 経皮的冠動脈ステント留置術とこれらの手術遂行のための予防的实施を除いた、いわゆる心原性ショック等に対して同日実施されたK600 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）との併算定は、原則として認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について